

名古屋市公報	令和 5年 9月 6日 第218号
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話 [052] 972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局行政DX推進部法制課長

目次 ページ

規 則

- 名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業清算金規則
(住都・総務課) (第77号) 3

告 示

- 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について
(環境・地域環境対策課) (第445号) 12
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第446号) 13
- 国民健康保険被保険者証の更新について (健福・保険年金課) (第447号) 15
- 道路に関する告示 (緑土・道路利活用課) (第448号) 16

人 事 委 員 会 規 則

- 職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (第12号) 18

交 通 局 告 示

- 「地下迷宮に眠る謎2023」専用バス・地下鉄全線一日乗車券
 の発売について (第10号) 21

公 告

- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の
 公告 (経済・地域商業課) 23

規 則 の あ ら ま し

○ 名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業清算金規則（第77号）

1 制定の趣旨

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関し必要な事項を定めます。（第 1条関係）

2 主な内容

(1) 清算金の相殺について定めます。（第 2条関係）

(2) 清算金の供託について定めます。（第 3条関係）

(3) 清算金の交付の通知について定めます。（第 4条関係）

(4) 清算金を分割徴収する際の手続等について定めます。（第 5条から第 7条関係）

(5) 徴収すべき清算金を滞納した者に対する滞納処分について定めます。（第 8条関係）

3 施行期日

公布の日から施行します。

名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業清算金規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第77号

名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業清算金規則

(趣旨)

第 1 条 土地地区画整理法（昭和29年法律第 119 号。以下「法」という。）第 3 条第 4 項の規定に基づき名古屋市が施行する名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業における清算金の徴収及び交付に関しては、法及び土地地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）並びに名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業施行条例（昭和62年名古屋市条例第38号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(清算金の相殺)

第 2 条 清算金を交付すべき場合において、その交付を受けるべき者から徴収すべき清算金があるときは、法第 111 条第 1 項の規定により徴収すべき清算金と交付すべき清算金（法第 112 条第 1 項本文の規定により供託する場合を除く。以下同じ。）とを相殺するものとし、この場合における交付すべき清算金の宅地の各筆又は所有権以外の各権利について徴収すべき清算金に対す

る充当は、同一人が有する宅地の各筆又は所有権以外の各権利について金額の少ないものから順次行うものとする。

(清算金の供託)

第3条 法第112条第1項本文の規定により清算金を供託しようとするときは、その清算金の交付を受けるべき者及びその清算金に係る宅地又は所有権以外の権利について先取特権、質権又は抵当権を有する債権者にあらかじめその旨を通知する。

(清算金の交付の通知)

第4条 条例第21条の規定による清算金の交付の通知は、清算金交付通知書（第1号様式）により行う。

(清算金の分割徴収)

第5条 清算金を分割徴収する場合において、各回の徴収すべき清算金の額は、清算金の額を分割回数で除して得た額とする。ただし、当該算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額は、全て第1回の徴収すべき清算金の額に合算するものとする。

2 条例第22条第4項の規則で定める率は、年0.05パーセントとする。

3 条例第22条第6項の規定による清算金の分割納付の届出は、清算金分割納付届出書（第2号様式）によりしなければならない。

4 条例第22条第6項の規定により清算金の分割納付を承認したときは、清算金分割納付承認書（第3号様式）により清算金を納付すべき者に通知する。

(繰上徴収)

第6条 条例第22条第7項の規定により未納の清算金を繰上徴収する場合においては、清算金分割納付承認取消し及び繰上徴収通知書（第4号様式）により通知する。

(氏名又は住所の変更の届出)

第7条 条例第22条第8項の規定による氏名又は住所（法人にあっては、その名称又は主たる事務所の所在地）の変更の届出は、変更届出書（第5号様式）によりしなければならない。

(滞納処分)

第8条 法第110条第3項の規定による督促を受けた者がその督促状において

指定した期限までにその納付すべき金額を納付しない場合においては、同条第 5 項の規定により、清算金及び延滞金を国税滞納処分の例により徴収する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

第 1 号様式

	整理番号	
	交付番号	

清 算 金 交 付 通 知 書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長 印

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業の清算金を次のとおり交付します。

1	交付金額	金	円
2	交付期日	年 月 日	
3	交付場所		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 2 号様式

整理番号	
徴収番号	

清 算 金 分 割 納 付 届 出 書

年 月 日

(宛先)

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

年 月 日付で通知を受けた名古屋都市計画事業葵土地
区画整理事業の清算金を次のとおり分割納付したいので、届け出ます。

清 算 金 金 額	分割納付の方法		備 考
	期 限	回 数	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 3 号様式

整理番号	
徴収番号	

清 算 金 分 割 納 付 承 認 書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長



年 月 日付けで届出のあった名古屋都市計画事業葵土地
区画整理事業の清算金の分割納付を次のとおり承認します。

納付すべき清算金（元金の合計）				円		
分割 納 付 す べ き 期 限 と 金 額	回	納 付 期 限		元 金	利 子	合 計
	1	年	月 日	円	円	円
		・	・			
	2					
		・	・			
	3					
		・	・			
	4					
		・	・			
	5					
		・	・			
	6					
		・	・			
	7					
		・	・			
	8					
		・	・			
	9					
		・	・			
	10					
		・	・			
	11					
		・	・			

分割 納付 すべき 期限 と 金額	回	納 付 期 限	元 金	利 子	合 計
	12	年 月 日 .	円	円	円
	13	.			
	14	.			
	15	.			
	16	.			
	17	.			
	18	.			
	19	.			
	20	.			
	21	.			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

第 4 号様式

整理番号	
徴収番号	

清算金分割納付承認取消し及び繰上徴収通知書

年 月 日

様

名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業

施行者 名古屋市

代表者 名古屋市長



年 月 日付け 第 号により清算金の分割納付を承認しましたが、名古屋都市計画事業葵土地区画整理事業施行条例第22条第7項の規定により分割納付の承認を取り消し、次のとおり繰上徴収することを通知します。

元金（第 回以降の分）	円
利 子	円
合 計	円
納 付 期 限	年 月 日

備考 1 行政不服審査法第82条第1項及び行政事件訴訟法第46条第1項の規定に基づき教示を行うものとする。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 5 号様式

	整理番号	
	徴収番号	

変 更 届 出 書

年 月 日

(宛先)
 名古屋都市計画事業葵土地地区画整理事業
 施行者 名古屋市
 代表者 名古屋市長

届出者 住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

電話番号

次のとおり変更がありましたので届け出ます。

変 更 年 月 日	年 月 日	
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
氏名又は名称		
住所又は主たる 事務所の所在地		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

名古屋市告示第 445号

土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

令和 5年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市瑞穂区二野町 504番の一部及び 505番の一部

2 土壤溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

セレン及びその化合物

砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

セレン及びその化合物

ふっ素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第446号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年8月29日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の 前 後 別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	旭町線	名古屋市中村区牛田通4丁目4番の4地先から	前	0.009	25.88 ～ 26.21	附 図
			名古屋市中村区牛田通4丁目4番の4地先まで	後	0.009	9.00 ～ 9.04	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分

名古屋市告示第 447号

国民健康保険被保険者証の更新について

国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第 7条の 2第 1項及び
名古屋市国民健康保険条例施行細則（昭和36年名古屋市規則第16号）第25条の
規定により、令和 5年10月31日までに被保険者証を更新します。

令和 5年 9月 1日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課

名古屋市告示第448号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年9月1日

名古屋市長 河村 たかし

道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前後別	延 長 キロメートル	幅 員 メートル	
市道	A	八事弥富線	名古屋市瑞穂区弥富町字清水ケ岡38番の3地先から	前	0.064	平均 23.05	附 図
			名古屋市瑞穂区弥富町字清水ケ岡40番の1地先まで	後	0.064	21.82	

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例



区域変更により廃道する部分

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 9 月 1 日

名古屋市人事委員会委員長 鈴木 典 行

名古屋市人事委員会規則第12号

職員の定年等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する条例施行規則（昭和60年名古屋市人事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 条例第 9 条第 3 項の人事委員会規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職とする。

(1) 行政職の特定管理監督職群 行政職にある職員をもってあてる、市長の事務部局（名古屋市事務分掌条例（昭和22年名古屋市条例第16号）第 1 条に規定する局及び室、会計室並びに区役所をいう。以下この項において同じ。）、市会事務局、上下水道局、交通局、消防局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局、人事委員会事務局及び農業委員会事務局に設置される職であつて職員の任用に関する規則（昭和33年名古屋市人事委員会規則第 1 号）別表第 2 段階別職位表（以下「段階別職位表」という。）に掲げる局長段階及び部長段階の職

- (2) 研究職の特定管理監督職群 研究職にある職員をもってあてる、経済局参事及び経済局イノベーション推進部主幹の職、工業研究所に設置される職であって段階別職位表に掲げる局長段階、部長段階及び課長段階の職、環境科学調査センターに設置される職であって段階別職位表に掲げる課長段階の職並びに衛生研究所に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職
- (3) 消防職の特定管理監督職群 消防職にある職員をもってあてる、市長の事務部局及び消防局に設置される職であって段階別職位表に掲げる局長段階、部長段階及び課長段階の職
- (4) 保育職の特定管理監督職群 保育職にある職員をもってあてる、子ども青少年局保育部主幹の職及び保育園の園長（段階別職位表に掲げる課長段階の職に限る。）の職
- (5) 教育指導職及び教員の特定管理監督職群 教育指導職にある職員をもってあてる市長の事務部局及び教育委員会事務局に設置される職であって段階別職位表に掲げる局長段階、部長段階及び課長段階の職、指導主事及び社会教育主事の職並びに名古屋市立の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び幼稚園の校長、教頭並びに幼稚園の園長の職
- (6) 司書職の特定管理監督職群 司書職にある職員をもってあてる、教育委員会事務局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職
- (7) 学芸職の特定管理監督職群 学芸職にある職員をもってあてる、市長の事務部局及び教育委員会事務局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職
- (8) 薬剤職の特定管理監督職群 薬剤職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる課長段階の職
- (9) 獣医職の特定管理監督職群 獣医職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職
- (10) 栄養指導職の特定管理監督職群 栄養指導職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及

び課長段階の職

(11) 衛生職の特定管理監督職群 衛生職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職

(12) 医療技術職の特定管理監督職群 医療技術職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職

(13) 看護保健職の特定管理監督職群 看護保健職にある職員をもってあてる、市長の事務部局に設置される職であって段階別職位表に掲げる部長段階及び課長段階の職

(14) 運輸職の特定管理監督職群 運輸職にある職員をもってあてる、交通局営業本部電車部運転指令室長、交通局営業本部電車部駅務区長、交通局営業本部電車部運転区長及び交通局営業本部自動車部営業所長の職

4 前項に定めるもののほか、人事委員会が必要と認める場合は、条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職を別に定めることができる。

附 則

この規則は、令和5年9月1日から施行する。

名古屋市交通局告示第10号

「地下迷宮に眠る謎2023」専用バス・地下鉄全線一日乗車券 の発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、「地下迷宮に眠る謎2023」専用バス・地下鉄全線一日乗車券（以下「専用一日乗車券」という。）を次のように発売します。

令和5年8月31日

名古屋市交通局長 折戸 秀郷

1 発売対象者

「地下迷宮に眠る謎2023」謎解きキット購入者に対して発行します。

2 料金

620円

3 有効期間

令和5年9月8日から令和6年3月10日まで

4 発売枚数

30,000枚（ただし、「地下迷宮に眠る謎2023」謎解きキット1セット購入につき1枚の発売とします。）

5 発売場所

各乗車券発行所並びにオアシス21iセンター、名古屋市金山観光案内所及びリアル脱出ゲーム名古屋店（矢場町）とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

専用一日乗車券は、1枚で大人1人が有効期間内の使用日1日に限り、本

市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

令和5年9月8日から令和6年3月10日まで

8 料金の還付

(1) 専用一日乗車券の料金の還付は、「地下迷宮に眠る謎2023」謎解きキットが付属しており、未使用の場合に限り、各乗車券発行所で行扱い、その期間は令和6年3月10日までとします。

(2) 専用一日乗車券の料金を還付する場合における手数料は、1枚につき100円とします。

9 不正使用

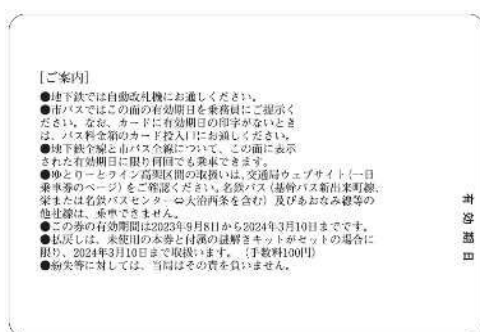
専用一日乗車券の不正使用に係る乗車料金及び増料金については、共通一日乗車券の例によります。

10 様式

(表)



(裏)



名古屋市交通局営業本部営業統括部乗客誘致推進課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 8月28日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンスタイル上飯田

名古屋市北区織部町 1番 ほか 4筆

2 変更しようとする事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

駐車場	収容台数	
	変更前	変更後
1階平面駐車場	202台	174台
屋上駐車場	105台	変更なし
計	307台	279台

駐車場の位置については縦覧によります。

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

駐輪場	収容台数	
	変更前	変更後
店舗建物北側駐輪場No. 1	44台	変更なし
店舗建物北側駐輪場No. 2	26台	変更なし
店舗建物北側駐輪場No. 3	60台	変更なし
店舗建物東側駐輪場No. 4	43台	変更なし

店舗建物東側駐輪場No. 5	10台	変更なし
店舗建物東側駐輪場No. 6	—	20 台
店舗建物東側駐輪場No. 7	—	20 台
計	183台	223台

駐輪場の位置については縦覧によります。

3 変更の日

令和 6年 4月 5日

4 変更しようとする理由

利用実態に見合った駐車場及び駐輪場運営とするため

5 届出の日

令和 5年 8月 4日

6 届出書等の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

北区役所区政部地域力推進室及び守山区役所情報コーナー

7 届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 8月28日から同年12月28日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年12月28日 名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課